

竹岡地区交通空白地有償運送の更新登録（案）について

竹岡地区において実施している交通空白地有償運送について、運行の継続に必要な自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行うため、道路運送法第 79 条の 6 及び同法施行規則第 51 条の 10 の規定により、更新登録申請書を関東運輸局千葉運輸支局へ提出する。

なお、更新登録後の登録期間は 3 年となる見込みのため、現在の登録有効期限の 3 年後である令和 10 年 4 月 17 日までとなる予定。

【参考】

道路運送法

（登録の有効期間）

第七十九条の五 第七十九条の登録の有効期間（次条第一項の有効期間の更新の登録を受けた場合における当該有効期間の更新の登録に係る第七十九条の登録の有効期間を含む。以下同じ。）は、登録の日から起算して二年とする。ただし、次の各号に掲げる場合については、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 次条第一項の有効期間の更新の登録を受けようとする者が、従前の第七十九条の登録の有効期間において次のイからハまでのいずれにも該当する場合（次号に掲げる場合を除く。） 三年

イ 第七十九条の九第二項の規定による命令を受けていないこと。

ロ 第七十九条の十の規定による届出に係る自家用有償旅客運送自動車の転覆、火災その他国土交通省令で定める重大な事故を引き起こしていないこと。

ハ 第七十九条の十二第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令を受けていないこと。

二 第七十九条の登録を受けようとする者が事業者協力型自家用有償旅客運送を行う者である場合又は次条第一項の有効期間の更新の登録を受けようとする者が事業者協力型自家用有償旅客運送を行う者であつて前号イからハまでのいずれにも該当する場合 五年

（有効期間の更新の登録）

第七十九条の六 第七十九条の登録の有効期間満了の後引き続き自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の行う有効期間の更新の登録を受けなければならない。

2 第七十九条の三及び第七十九条の四の規定は、有効期間の更新の登録について準用する。この場合において、第七十九条の三第一項第二号中「登録番号」とあるのは、「登録番号並びに有効期間の更新の登録の年月日」と読み替えるものとする。

- 3 第七十九条の登録の有効期間の満了の日までに更新の登録の申請があつた場合において、その申請について前項において準用する第七十九条の三第二項又は第七十九条の四第二項の通知があるまでの間は、従前の第七十九条の登録は、その登録の有効期間の満了後も、なおその効力を有する。
- 4 前項の場合において、有効期間の更新の登録がなされたときは、第七十九条の登録の有効期間は、従前の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

道路運送法施行規則

(申請書に添付する書類)

第五十一条の三 法第七十九条の二第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 特定非営利活動法人等にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿（第四十八条第二号及び第十号に掲げる者にあつては、これらに準ずるもの）
- 二 路線を定めて自家用有償旅客運送を行おうとする者にあつては、次に掲げる事項を記載した路線図

イ 路線

ロ 自動運行旅客運送を行おうとする場合にあつては、当該自動運行旅客運送に係るイに掲げる事項

三 法第七十九条の四第一項第一号から第四号までのいずれにも該当しない旨を証する書類

四 地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類（第五十一条の七第二号に該当する場合にあつては、同号の地域公共交通計画）

五 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類

六 自家用有償旅客運送自動車の運転者が、第五十一条の十六第一項に規定する要件を備えていることを証する書類

七 福祉自動車（第四十九条第二号イからトまでに掲げる者が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車内に乗り込むことを可能とする乗降補助装置その他の装置を有する自動車をいう。以下同じ。）以外の自動車を使用して福祉有償運送を行おうとする者にあつては、自家用有償旅客運送自動車の運転者その他の乗務員が第五十一条の十六第三項に規定する要件を備えていることを証する書類

八 第五十一条の十七第一項に規定する運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類

九 第五十一条の二十四に規定する自家用有償旅客運送自動車の整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類

十 第五十一条の二十五第一項に規定する事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類

- 十一 第五十一条の二十六に規定する自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
- 十二 特定非営利活動法人等が行う福祉有償運送にあつては、運送しようとする旅客の名簿
- 十三 自動運行旅客運送を行おうとする場合にあつては、当該自動運行旅客運送の用に供する自家用有償旅客運送自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書類
- 十四 特定自動運行旅客運送を行おうとする場合にあつては、当該特定自動運行旅客運送に係る道路交通法第七十五条の十二第二項に規定する申請書の写しその他の同条第一項の許可の見込みに関する書類

(有効期間の更新の登録)

第五十一条の十 法第七十九条の六第一項の規定により有効期間の更新の登録を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した更新登録申請書を権限行政庁に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 登録番号
- 三 自家用有償旅客運送の種別
- 四 第五十一条の二に規定する事項
- 五 運送しようとする旅客の範囲
- 六 事業者協力型自家用有償旅客運送を行おうとする者にあつては、当該運送に協力する一般旅客自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所

2 前項の更新登録申請書には、第五十一条の三に規定する書類及び登録証を添付しなければならない。ただし、同条第一号、第二号及び第五号から第十四号までに掲げる書類については、既に権限行政庁に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

- 3 第一項の更新登録申請書は、有効期間の満了の日までに提出するものとする。
- 4 第五十一条の六の規定は、有効期間の更新の登録について準用する。この場合において、「法第七十九条の三第一項」とあるのは「法第七十九条の六第二項において準用する法第七十九条の三第一項」と、「登録番号」とあるのは「登録番号並びに有効期間の更新の登録の年月日」と読み替えるものとする。

令和 7 年 月 日

関東運輸局 千葉運輸支局長 殿

名 称 NPO 法人わだち
住 所 千葉県富津市竹岡 4 7 5
代表者の氏名 理事長 木村 景三

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第 79 条の 6 及び同法施行規則第 51 条の 10 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名
（名 称）NPO 法人わだち
（住 所）千葉県富津市竹岡 4 7 5
（代表者の氏名）理事長 木村 景三

2. 登録番号
関千福第 1 3 5 号
関千公第 2 号

3. 自家用有償旅客運送の種別
福祉有償運送
交通空白地有償運送

4. 路線又は運送の区域
(1) 路 線（交通空白地有償運送）

	起 点	主たる経過地	終 点	キ ロ 程
1	天羽漁業協同組合漁業センター	上総湊駅	富津浅間山 BS	17 k m
2				
3				
4				
5				

- (2) 運送の区域

区 域	備 考
福祉有償運送 富津市	
交通空白地有償運送 富津市南部（天羽地域）	

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
ヘルパーステーションわだち	富津市竹岡 4 7 5

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数 (交通空白地有償運送)

事務所の 名称	保有 区分	バ ス		普通自動車 (軽)		合 計	
N P O 法 人わだち	保有			1 (1)		1 (1)	
	持込		※	()	※ ()	()	※ ()
	合計			1 (1)		1 (1)	

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記載すること

(福祉有償運送)

事務所の名称	所 有 区 分	寝台車 (軽)		車いす車 (軽)		兼用車 (軽)		回転シート車 (軽)		セダン等 (軽)		合 計 (軽)	
NPO 法人わだち	所 有	()		2 (2)		()		()		3 (1)		5 (3)	
	持 込		※	1	※		※		※	2	※	3	※
		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	合 計	()		3 (2)		()		()		6 (2)		8 (3)	

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

(交通空白地有償運送)

富津市天羽地区住民

(福祉有償運送)

○	イ 身体障害者福祉法第 4 条に規定する身体障害者
	ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 5 条に規定する精神障害者
	ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第 2 条第 4 号に規定する知的障害者
○	ニ 介護保険法第 19 条第 1 項に規定する要介護認定を受けている者
○	ホ 介護保険法第 19 条第 2 項に規定する要支援認定を受けている者
○	ヘ 介護保険法施行規則第 140 条の 62 の 4 第 2 号の基準（基本チェックリスト）に該当する者
○	ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

8. 路線又は運送の区域ごとの対価の額
(必要に応じ関係資料を添付のこと)

別添資料のとおり

9. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

10. 添付書類

~~(1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿~~

~~(2) 路線図~~

(3) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類(様式第3号)

(4) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類(様式第1～5号)

(5) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類

(6) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類(様式第4号)

(7) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類(様式第7号)

(8) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類(様式第7号)

(9) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類(様式第7号)

(10) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類

関東運輸局 千葉運輸支局長 殿

宣 誓 書

当法人における役員の全員が、道路運送法第 79 条の 4 第 1 項第 1 号から第 4 号までのいずれにも該当しないことを宣誓致します。

令和 7 年 月 日

名	称	NPO 法人わだち
住	所	千葉県富津市竹岡 4 7 5
代表者の氏名	理事長	木村 景三

運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿

申請者（NPO法人わだち）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏 名	住 所	運転免許の種類	
			区 分	種 類
1	木村 景三	埼玉県川口市	普通	1 種
2	河野 幸太郎	千葉県富津市	普通	1 種
3	椎熊 一男	千葉県富津市	普通	1 種
4	白石 茂	千葉県富津市	普通	1 種
5	阿久澤 弘	千葉県富津市	普通	1 種
6	石原 祥充	千葉県富津市	普通	1 種
7	日暮 幹雄	千葉県富津市	普通	1 種
8	赤松 由紀子	千葉県富津市	普通	1 種
9	神子 郁男	千葉県富津市	普通	1 種
10	八角 淑美	千葉県富津市	普通	1 種
11	畑中 靖則	千葉県君津市	普通	1 種

※ 運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・大型及び1種・2種）を記載すること。

※ 第2種運転免許を有しない者にあつては、施行規則第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

※赤字の者については、新規就任予定の運転者となるため、自家用有償旅客運送運転者講習の修了証を申請の際に添付いたします。

運送の主体（申請者名）	N P O 法人わだち
-------------	-------------

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（N P O 法人わだち）

1. 運行管理・整備管理の体制

（ア）運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏 名	住 所	資格の種類	委託	協力
1	河野 幸太郎	千葉県富津市竹岡 4 7 5	運行管理者		
2					
3					

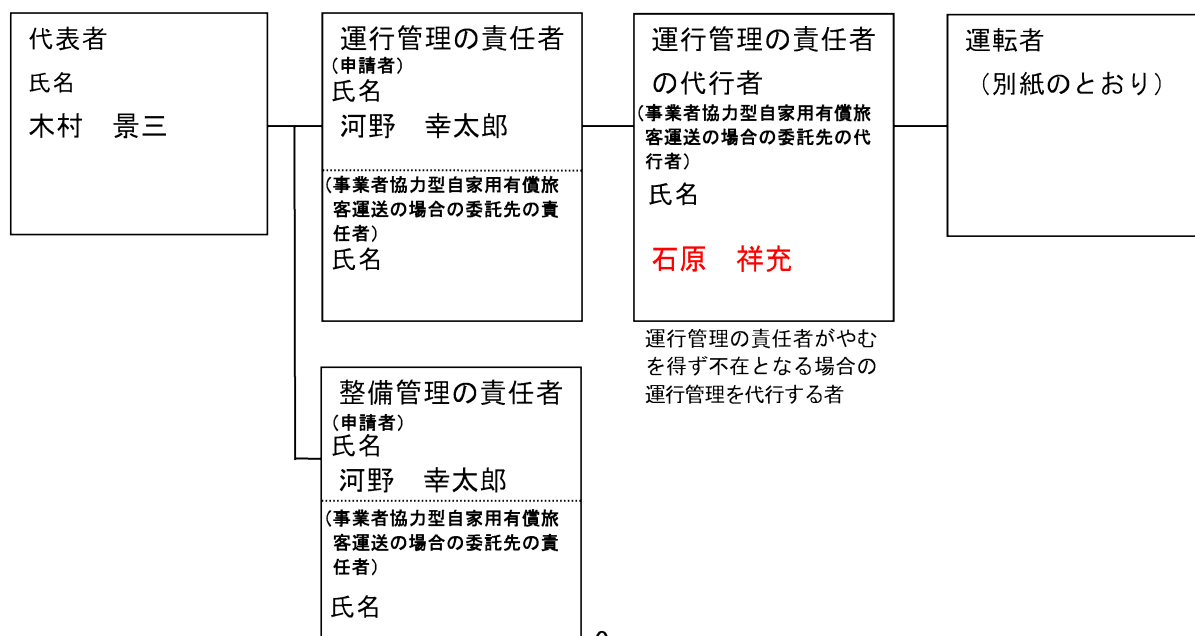
- 乗車定員 11 人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員 10 人以下の車両を 5 両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第 5 1 条の 17 第 2 項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法 23 条第 1 項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。
- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

（イ）整備管理の責任者の就任予定名簿

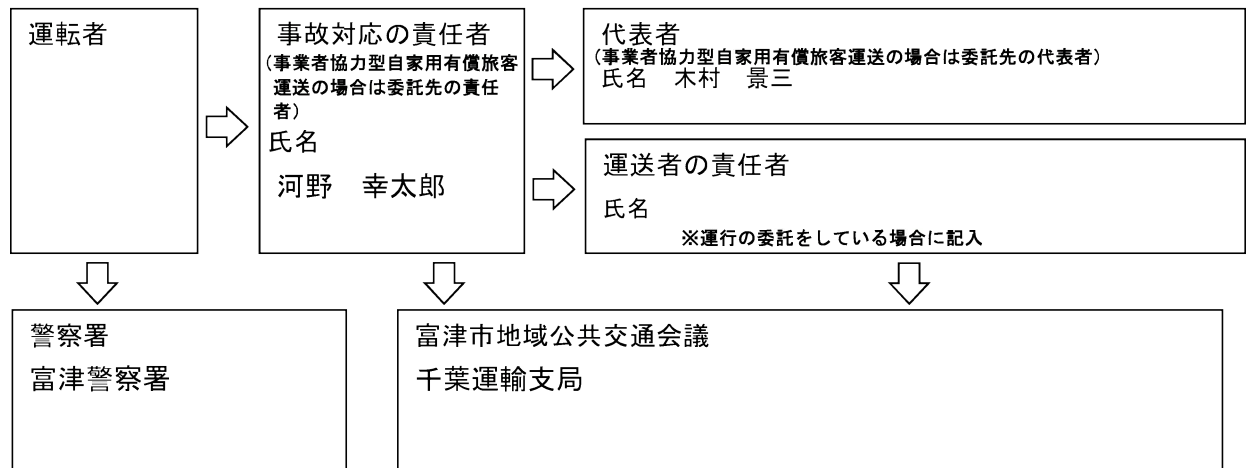
No	氏 名	住 所	協力
1	河野 幸太郎	千葉県富津市竹岡 4 7 5	
2			
3			

- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

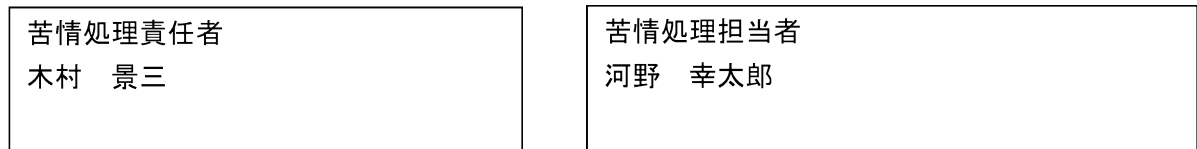
（ウ）運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



2. 事故処理連絡体制



3. 苦情処理体制



令和 年 月 日

関東運輸局 千葉運輸支局長 殿

地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり地域公共交通会議等において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民等の旅客輸送を確保するために必要であるとの協議が調ったので、その旨証明します。

記

1. 自家用有償旅客運送の種別
交通空白地有償運送
2. 地域公共交通会議等の名称及び対象市町村
(名 称) 富津市地域公共交通会議
(対象市町村) 富津市
3. 地域公共交通会議等にて協議が調った年月日
令和 年 月 日
4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名
(名 称) N P O 法人わだち
(住 所) 千葉県富津市竹岡 4 7 5
(代表者の氏名) 理事長 木村 景三
5. 調った協議の内容
 - (1) 路線又は運送の区域
富津市南部(天羽地区)
 - (2) 旅客から収受する対価(対価の内容を添付すること)
乗車 1 回につき 5 0 0 円(定額制)
ただし、別添の図に示す同一区間内で乗降する場合は、乗車 1 回につき 3 0 0 円(定額制) また、これに関わらず、要介護認定者、障がい者、小中高生は乗車 1 回につき 3 0 0 円(定額制)
 - (3) 運送しようとする旅客の範囲
富津市天羽地区住民
6. その他特記事項

令和 年 月 日

富津市地域公共交通会議 会長 中山 正之

交通空白地有償運送運行経路 (竹岡地区)

両区間をまたいだ場合 500円
ただし、要介護認定者、障がい
者、小中高生は300円

300円区間
(竹岡エリア)

300円区間
(上総湊エリア)



火・金曜日の週2日運行

主な乗り場・降り場		1便	2便	5便
①	萩生地区(天羽漁業協同組合 漁業センター等)※	8:20	9:30	13:30
②	竹 岡 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー	8:25	9:35	13:35
③	山 入 橋 ・ 大 釜 戸 地 区	8:28	9:38	13:38
④	関 山 地 区	8:30	9:40	13:40
⑤	上 白 狐 ・ 下 白 狐 地 区	8:33	9:43	13:43
⑥	仲 村 地 区	8:35	9:45	13:45
⑦	森 戸 地 区	8:38	9:48	13:48
⑧	三 十 郎 商 店	8:40	9:50	13:50
⑨	天 羽 マ リ ー ン ヒ ル	8:43	9:53	13:53
⑩	十 宮	8:47	9:57	13:57
⑪	吉 田 屋 湊 店 (着)	8:50	10:00	14:00
⑪	吉 田 屋 湊 店 (発)	8:50	10:00	14:05
⑫	天 羽 診 療 所	8:53	10:03	14:08
⑬	原田内科小児科医院 (着)	8:58	10:08	14:13
⑬	原田内科小児科医院 (発)	8:58	10:08	14:18
⑭	上 総 湊 駅 (着)	9:00	10:10	14:20
⑭	上 総 湊 駅 (発)	9:03		
⑮	上 総 湊 駅 前 (バ ス 停)	9:05		
⑯	コ メ リ	9:09		
⑰	富 津 浅 間 山 バ ス ス ト ッ プ	9:10		

主な乗り場・降り場		3便	4便	6便	7便
富 津 浅 間 山 バ ス ス ト ッ プ		10:20			16:40
コ メ リ		10:21			16:41
上 総 湊 駅 前 (バ ス 停)		10:25			16:45
上 総 湊 駅 (着)		10:27			16:47
上 総 湊 駅 (発)		10:30	11:30	14:30	16:50
原田内科小児科医院 (着)		10:32	11:32	14:32	16:52
原田内科小児科医院 (発)		10:32	11:42	14:42	16:52
天 羽 診 療 所		10:37	11:47	14:47	16:57
吉 田 屋 湊 店 (着)		10:40	11:50	14:50	17:00
吉 田 屋 湊 店 (発)		10:40	12:00	15:00	17:00
十 宮		10:43	12:03	15:03	17:03
天 羽 マ リ ー ン ヒ ル		10:46	12:06	15:06	17:06
三 十 郎 商 店		10:50	12:10	15:10	17:10
森 戸 地 区		10:52	12:12	15:12	17:12
仲 村 地 区		10:55	12:15	15:15	17:15
上 白 狐 ・ 下 白 狐 地 区		10:57	12:17	15:17	17:17
関 山 地 区		11:00	12:20	15:20	17:20
山 入 橋 ・ 大 釜 戸 地 区		11:03	12:23	15:23	17:23
竹岡コミュニティセンター		11:05	12:25	15:25	17:25
萩生地区(天羽漁業協同組合 漁業センター等)※		11:10	12:30	15:30	17:30

※予約が必要な便について（グレーの部分）

- ・①萩生地区（天羽漁業協同組合漁業センター等）及び⑭～⑰上総湊駅～富津浅間山バスストップ間は予約が必要です。
- ・下り第6、7便は予約があったときのみ運行します。

運送主体	法人名	NPO 法人わだち
	代表者名	理事長 木村 景三
	事業所所在地	富津市竹岡 475
法人の活動内容（目的）		この法人は、高齢者に対して、介護保険法に基づく居宅サービス事業やその他高齢者に対する支援サービス事業を行い、また、同じ地域で共に暮らす障害者・児、子どもたちに対しても健全な育成を図る支援事業を行うことにより、高齢者も障害者も子供たちも共に健康で生き生きとした生活が送れる地域社会の実現に向けて寄与することを目的とする。
更新登録申請の経緯		交通空白地有償運送の初回登録 平成 30 年 12 月 21 日 自家用有償旅客運送者の登録有効期間 令和 7 年 4 月 17 日 ※登録更新承認後は、3 年後の令和 10 年 4 月 17 日となる予定。
項目		自家用有償旅客運送（福祉有償運送、交通空白地有償運送）
運送を必要とする理由		既存の公共交通では移動手段の確保が困難な交通空白地であり、移動困難者の生活交通手段の確保に必要。
運送対象者の態様		富津市天羽地区住民
登録者数		68 世帯（128 人）※R6 年 3 月末時点
運送の区域		富津市南部（天羽地区）
使用車両		8 台（交通空白地有償運送においては、2 台を登録）
運転者数		11 名（交通空白地有償運送においては、通常 2 名で運行）
免許種別、資格・講習		普通 1 種免許（国認定講習受講）
過去 3 年間の免許停止		全員過去 3 年間に於いて免許停止を受けていない
損害賠償限度額		全ての車両において対人・対物無制限
運送の対価		交通空白地有償運送は乗車 1 回につき 300 円又は 500 円
管理運営体制	運行管理責任者及び代務者の選任	選任している（責任者：河野幸太郎 ※代務者：石原 祥充）
	整備管理責任者の選任	選任している（責任者：河野幸太郎）
	事故対応責任者の選任	選任している（責任者：河野幸太郎）
	苦情処理責任者の選任	選任している（責任者：木村 景三）
遵守法令	1 年以上の懲役又は禁錮の刑	全員が懲役又は禁錮の刑を受けていない
	登録の取消し	なし

輸送実績（直近 3 年度）

項目	交通空白地有償運送		
	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度
運行日数	115 日	111 日	106 日
運行回（便）数	279 便	289 便	300 便
利用者数	890 人	805 人	722 人